

川 医 発 2 8 号  
令和元年 6 月 6 日

会 員 各 位

川越市医師会  
会長 藤田 龍



**令和元年度 一般社団法人川越市医師会 定時社員総会 開催について**

一般社団法人川越市医師会定款第 15 条の規定に基づき定時社員総会を下記により開催致します。ご多忙とは存じますが万障お繰り合わせの上、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

やむを得ず、定刻までにお越しになれない、又はご出席いただけない場合は、必ず委任状をご提出下さるようお願い致します。

なお、総会にて発言なさる方は、規定に基づき**発言通告書**をご提出ください。

記

1. 日 時・・・ 令和元年 6 月 2 8 日 (金) 午後 7 時～

※開催日・開始時刻、ご注意ください。

2. 場 所・・・ 川越プリンスホテル 5階 ティーローズ

3. 報告事項・・・ 第 1 号報告 平成 30 年度事業報告に関する件

4. 議 案・・・ 第 1 号議案 平成 30 年度決算承認に関する件

\* 同封の総会参考資料は、**ご高覧の上 当日ご持参下さい。**

\* 総会終了後、**十日会 (着席) を開催いたします。**

\* 準備の都合上、ご出席のお返事を 6 月 21 日 (金) までにお送りください。

TEL049-222-0794

FAX049-222-8589

-----キ-----リ-----ト-----リ-----

**令和元年度一般社団法人川越市医師会定時社員総会 [6/28 (金)]**

( ) 総会のみ出席します。

( ) 総会と十日会に出席します。

会員氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

一般社団法人川越市医師会  
議長 中村 欣正 宛

医療機関名 \_\_\_\_\_

会員氏名 \_\_\_\_\_

## 発言通知書

.....

.....

.....

.....

.....

.....

### 【参考】 一般社団法人川越市医師会定款施行規則（抜粋）

#### 第3節 発言

（発言の許可等）

第18条 会員が発言しようとするときは、起立して議長と呼び、氏名を告げ議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めたときは、議長は、先に氏名を告げたと認めた者から順次指名して発言させるものとする。

（発言の範囲）

第19条 発言はすべて簡明にし、課題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意を促し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

（発言の通告）

第20条 会議において提出案件又は会務に関して発言しようとする者は、会議開催日の前々日の午後5時まで、議長にその旨を記載した発言通告書を提出しなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

（討論の終結）

第21条 質疑又は討論が終わったときは、議長はその終結を宣告する。

2 討論が終わらない場合でも、議長において既に議論が終わったと認めたときは、討論の終結を宣告することができる。

※定款等は、川越市医師会ホームページ「会員情報（お知らせ）」に掲載しています。

# 委任状

私は、会員\_\_\_\_\_様を代理人と定め  
※注意

下記の権限を委任します。

記

令和元年6月28日（金）開催の

一般社団法人川越市医師会定時社員総会における

議案の承認、決議、その他の権限。

令和 年 月 日

会員氏名\_\_\_\_\_印

---

※ご注意

①委任する方の氏名は必ず個人名をフルネームでご記入ください。

**議長・副議長以外の会員に委任してください。**

**出席されない会員への委任は無効です。**

(出席をご確認の上、ご記入ください)

③各議案について、書面により議決権を行使する場合は、別途書面をご提出ください。